第２０７回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和７年１２月２２日

神戸運輸監理部

［第２０７回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和７年１２月２２日（月）　１６時００分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）渕部会長、櫻庭委員（欠）、石黒委員、寺尾委員
（労働者委員）浦委員、和田委員（欠）、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤委員、山中委員（Ｗｅｂ）
（運輸監理部）岡村海事振興部長、俵海事振興部次長
　　熊澤海上安全環境部調整官
（事　務　局）武津船員労政課長、大和田船員職業安定係員
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［ 議　事　概　要 ］

海事振興部次長

第２０７回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。

渕部会長、議事進行をお願いします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、山中委員はオンラインで出席されています。また、櫻庭委員、和田委員が欠席されていますが、運営規則の定数を充たしていますので、本部会は有効に成立していることを報告します。

続きまして、配布資料の確認をお願いします。資料、上から

・議事次第
・資料１　第２０５回神戸船員部会議事録（修正案）・新旧対照表
・資料２　第２０６回神戸船員部会議事録（案）
・資料３　神戸管内の船員職業紹介等実績（11月分）
・資料４　全国の船員職業紹介実績一覧表（10月分）
・資料５　船員最低賃金関係資料　Ａ３サイズ
・資料６　船員に関する特定最低賃金の改正に係る調査・審議結果の報告
・資料７－１、７－２　答申案
・クリップ留め　神戸船員部会情報

本日の資料は以上ですが、不足等ありませんか。

続いて、資料１について説明します。

第２０５回神戸船員部会議事録は、前回の部会で承認いただきましたが、一部に誤りがありました。内容は、対照表のとおり今年度の改定予定額は現時点で非公開情報であるにもかかわらず記載していました。事務局の不手際で申し訳ありません。修正案の承認について、審議をお願いします。

部会長

それでは議事に入ります。資料１の議事録修正案について説明がありましたが、ご質問等ありますか。

（なし）

修正された第２０５回船員部会議事録の承認について、お諮りします。
「修正案」のとおり承認してよろしいですか。

（異議なし）

異議なしということで、承認されたものとします。
次に、第２０６回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。
資料２の議事録案をご確認ください。案のとおり承認してよろしいですか。

（異議なし）

異議なしということで、承認されたものとします。
続きまして、議題（１）管内の雇用状況等について、事務局から説明願います。

船員労政課長
資料３に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単に説明します。
１１月期の新規求人件数は３０件で、前月差＋６件、前年同月差▲１４件、月間有効求人件数は６９件で、前月差▲１件、前年同月差▲２８件でした。
新規求職件数は７件で、前月差▲８件、前年同月差▲１件、月間有効求職件数は２９件で、前月差＋４件、前年同月差＋７件でした。
ちなみに、新規求職者の平均年齢は５３歳、月末有効求職者の最高年齢は９１歳で１０月に求職された方です。
次に、求人側から見た成立件数は２件、求職側から見た成立件数は２件でした。詳細は、４頁にあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。
次に１１月の月間有効求人倍率は２．３８倍で、前月比▲０．４２ポイント、前年同月比では▲２．０３ポイントでした。
続いて、ページ数２頁目、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。
新規求人３０件の内訳をご報告します。
職員が２６件、部員が４件、船種別では、ガット船、タンカー船、ケミカル船を含む貨物船が１８件、ハーバータグを含むその他船舶が１２件でした。
甲機別では、甲板部の求人が１５件、機関部の求人が１５件でした。
次に、新規求職者７名の内訳をご報告します。
職員が６名、部員が１名、船種別では、タンカー船を含む貨物船が５名、旅客船が１名、ハーバータグを含むその他船舶を希望する方が１名でした。
甲機別では、甲板部が５名、機関部が２名でした。
年齢構成としては、３０歳代が１名、４０歳代が２名、６０歳以上は４名でした。
続きまして、次の頁にある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。
求職者の離職理由のうち、自己都合が１名、会社都合の方が３名、乗船中の方が

２名、未経験の方が１名、おられました。
５頁にある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。
１０頁、資料３の最後です。
雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者が０名、１１月中の新規受給者は２名で、合計２名の方に、基本手当として、１１１，８１５円を支給しました。２名中、１名は、１１月に就職したため、月末現在受給者は１名となります。
下段に記載があります、就職促進給付については、４４２，３２３円を支給し、合計５５４，１３８円を支給しております。
次に、資料４をご覧ください。
こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。全国の船員の１０月分の実績は、新規求人件数が１，１１５件、新規求職件数が２４１件、有効求人倍率は４．９７倍で、前月比▲０．４１ポイントでした。
簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長
ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員
有効求人倍率は、令和７年の２．３８倍に対して、令和６年は４．４１倍。１年前は高かったのですが、この時期は、大体、こんな感じですか。時期的なものとか、そういうのはあまり関係ないですか。

船員労政課長
神戸の令和６年の有効求人倍率の推移は、夏から秋にかけて結構高かったですが、今年度は、逆に有効求人倍率は結構低めです。時期的なものではないと思います。
去年は、１１月に月間有効求人数が９７件と多かったため、その影響で、有効求人倍率が高かったのではないかと思います。

労働者委員
去年が特別少し高かったのですか。

船員労政課長
そうではないかと思います。

公益委員
３頁で、会社都合で倒産・解散による方が３名いらっしゃいます。これは管内の会社で、同じ会社の３名ですか。また、どういった会社が倒産に至ったのですか。

船員労政課長

３人とも管内の同じ内航海運業の会社に勤めていて、事業廃止、倒産になったということです。

公益委員

もともと船員が３名ぐらいの会社で、影響を受けた方が出てきたと捉えればよろしいですか。

船員労政課長

その会社の船員が何名かは分かりません。３名が同じ会社で、事業廃止、倒産されて求職票を出してきたということしか分からないです。

公益委員

分かりました。

部会長

議題（２）「船員に関する特定最低賃金の改正について」に移ります。

資料５について、事務局から説明願います。

海事振興部次長

資料５は、１２月１９日時点の船員最低賃金の改正に係る全国の審議等の状況を示したものです。

部会長

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら、お願いします。

中部内航はすごいですね、関東もすごいですね。

（なし）

部会長

次に、１１月２５日に第１回、１２月２日に第２回を開催した神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会と、１２月４日に開催した第２回神戸海上旅客運送業最低賃金専門部会について、両専門部会とも私が専門部会長を務めましたので、概要を報告します。

なお、どちらの専門部会も全て非公開で審議を行いましたので、ここからの発言も、本日の船員部会議事録から非公開とします。

（神戸海上旅客運送最低賃金専門部会 概要報告）

（神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会 概要報告）

専門部会出席委員の補足説明や報告に対する質問等がありましたら、発言願います。

使用者委員

（神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会 補足説明・意見）

部会長

ご意見として承っておくというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

それでは、最低賃金専門部会の報告は以上とし、資料７－１、資料７－２の答申案について、事務局から説明願います。

海事振興部次長

議事録の一部非公開について、承知いたしました。

資料７－１と資料７－２は、渕専門部会長からご報告いただきました、最低賃金の改正についての審議結果を受けての諮問に対する答申案となります。

内容は記載のとおりです。

部会長

事務局より説明のあった答申案により、神戸船員部会から神戸地方交通審議会会長へ報告したいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、答申案により報告することとします。

議題（３）「その他」に移ります。委員の皆様から何かございましたら、発言をお願いします。

公益委員の方、いかがですか。

（公益委員なし）

労働者委員の方、いかがですか。

（労働者委員なし）

使用者委員の方、いかがですか。

（使用者委員なし）

部会長

行政はいかがですか。

海事振興部次長

船員部会資料をご覧ください。

現在募集中のパブリックコメントは１件で、令和７年５月に公布された船員法等の一部を改正する法律において、船員関係手続のデジタル化への対応のためのアナログ規定の見直し、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の新設などの改正が行われましたが、同法の施行にあたり、船員法施行規則や船員職業安定法施行規則などについて所要の規定の整備を行おうとするもので、例えばオンライン申請を行うことを可能とするために申請の添付書類の規定を整備したり、オンライン申請の手数料を新設したりするものです。詳細は資料をご覧ください。

本省プレスリリースは４件で、１件目は、船舶へのモーダルシフトを検討いただくための航路情報等のデータなどを公表するものです。２件目は、旅客船の年末年始安全総点検を実施する案内です。３件目は、令和７年５月に公布された船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の規定の整備などを行うもので、概要は資料のとおりです。４件目は、来年２月８日に神戸国際展示場で海技者セミナーを開催する案内で、次頁は、神戸運輸監理部が同じ内容のプレスリリースを行ったものです。その次の頁は、当運輸監理部が年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施するものです。

その他、令和７年度国土交通省関係補正予算の概要、１０月の内航海運輸送動向、１１月の月例経済報告をお付けしています。

部会長

ただいまの説明について、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

めざせ！海技者セミナーは、参加予定が１２５社とありますが、昨年から増えているのですか。

船員労政課長

昨年９１社から、３４社増えています。

労働者委員

会社へ案内する範囲はどこですか。

船員労政課長

日本全国どこの会社でも参加できます。

労働者委員

日本全国の内航海運業を登録している会社全てに案内を送るのですか。

船員労政課長

９月に海技者セミナーを行うことをプレス発表して、参加企業を募集します。

去年参加した事業者には、参考にメールで案内しています。また、プレス発表を見て、新たに応募してくる事業者もあります。

労働者委員

会社に案内を送るのではなく、こういうセミナーをやりますとプレス発表して、それを見て、会社が応募される。去年より増えているということは、船員を確保するために、いろいろなところから参加されているのですか。

船員労政課長

毎年、神戸以外でも６か所で、海技者セミナーを開催していますが、他のところでは、募集企業数に対して応募企業数が多いので、抽選で落選する企業がかなりあります。落選した企業等が神戸に応募してくるので、参加企業が多くなります。

労働者委員

セミナー終了後、会社が船員を自社に引き寄せるために、どういったアピール、努力をした、宣伝をしたというようなアンケートを取りますか。

船員労政課長

何人ブースに来たかなど、このセミナーについてのアンケートは取っています。

また、面接の結果、採用した方がいたかという実績も取るようにしています。

労働者委員

こういう自社のアピールポイントをパンフレットに足したほうが来やすい、船員確保のためのアイデア等があれば、教えてもらえたらと思います。

船員労政課長
　検討します。

部会長
　プレスリリースの参加企業の太文字、細文字は、何か差があるのですか。

船員労政課長
　女性活躍基準一覧に①、②、③、④がありますが、リボンマークがついているのが女性活躍基準の①を含む２つ以上の基準に該当する企業、花のマークがついているのが女性活躍基準の①に該当する企業で、太字にしています。女性活躍基準に全く該当しない企業は細字にしています。女性活躍応援企業を強調するためにしています。

部会長
　こういうことに取り組んでいるほうが、太文字にしてもらえるということですか。

船員労政課長
　プレスで太文字にもしますし、会場でも、女性活躍応援に取り組んでいる企業は、優遇しています。

部会長
　優遇があるのですね。参加してくれる人の見込みはいかがですか。

船員労政課長
　練習船の実習生が２００人ぐらい参加予定です。水産高校は２校が参加予定で、さらに１校が参加調整中です。このほか、海技大学校の学生や一般の方も参加されると思います。今年は、ハローワークとの連携事業で陸上の求職者にもアプローチしているほか、ハローワークにセミナーのチラシを置かせていただきますので、そちらからも何人か来られるかもしれません。全体で３００人ぐらいの参加を見込んでいます。神戸大学からも是非、多数の学生に参加していただければと思います。

部会長
　いつもですと参加させますと言えるのですが、メインターゲットになる３年生は１月５日から練習船に乗っているのです。

公益委員
　タイミングが合いませんね。

部会長

１２月中に外航船社はエントリーを済ませなさいという感じで動いていて、求人票もまだ公開できないですが、事務にはどんどん届いている状態です。逆に、３月１０日まで乗船実習というカリキュラムに変わったので、３月１０日より前に採用活動ができなくなった、早くなるのを止めたのではないのかなと思っています。

２年生だけに周知してみます。

船員労政課長

よろしくお願いします。

使用者委員

東京海洋大学も、３月１０日まで乗船実習ですか。

部会長

越中島キャンパスとは全然違います。

昔から東京、神戸そろえてという部分はありましたが、それぞれが合併してから、神戸が置かれている状況が非常につらい部分があり、独自策をどんどん進めないといけないところもありました。

一番大きいのは、船員養成の部分を何年で行うかということです。商船大学のように１年生から行うと猶予があってよかったのですが、神戸大学になってから２年生から始まることになり、さらに新しい学部になるときに、１・２年生はしっかり遊んで、勉強していただくというコンセプトがあったので、３年生と４年生の２年間でやらせることになっています。

あとは再履修の関係です。３年生と４年生の乗船実習時期を一緒にすることにより、座学で仮に落としたとしても、翌年、乗船実習だから取れませんということがないように持っていったところで、ＪＭＥＴＳには理解していただいていたのですが、ＪＭＥＴＳも忙しいので、すぐには変わりませんでした。今年が初めて、神戸大学の要望に応えていただけたということで、３月１０日まで乗船しているという状況です。

使用者委員

ありがとうございます。

部会長

ほかはよろしいでしょうか。

（なし）

部会長

よろしければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

渕部会長、議事進行ありがとうございました。本日の部会はこれにて終了します。次回の船員部会は、１月２２日（木）１０時３０分からこの場所で開催します。次回は木曜日の午前となっていますので、よろしくお願いします。